

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.4 (1957. 4) ,p.342(112)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570401-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(勸草書房)

年鑑・辞典

*日本歴史大辞典・4 (おむしかえ) 河出書房編 B5 三四八頁 一〇〇〇円 (河)

出書房)

*日本歴史大事典 5 (かほしきと) 河出書房編 B5 三三二頁 一〇〇〇円 (河出)

*世界歴史事典 8 (フテメネ) 平凡社編 三二二頁 六〇〇円 (春秋社)

A5 七三二頁 一〇〇〇円 (平凡社)

*世界歴史事典 9 (メナノ補遺) 平凡社編 A5 六九九頁 一〇〇〇円 (平凡社)

*日本文化史年表 上 辻善之助編 A5 三二二頁 六〇〇円 (春秋社)

慶應義塾経済学会々則

第一条 本会は慶應義塾経済学会 (The Keio Economic Society) と称する。

第二条 本会は経済学の研究及びその奨励、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 研究会の開催
- 二 機関誌「三田学会雑誌」及びその他研究成果の刊行
- 三 講演会、資料展覧会の開催
- 四 他の学会及び諸団体との連絡
- 五 その他本会の目的を達成するため適当と認める事業

第四条 本会は慶應義塾大学経済学部及び商学部所属専任者のうち経済学を専攻する者を以て組織する。

第五条 本会に左の役員を置く。

第六条 会長は慶應義塾大学経済学部長とする。顧問は会長が依頼する。委員及び監事は総会に於て会員の互選によって定める。

第七条 会長は本会を代表し会務を総理する。顧問は会長の諮問に応ずる。委員は委員会を組織し会務を執行する。監事は会計を監査する。

第八条 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九条 会長は年一回総会を招集する。但し必要に於て臨時総会を招集することができる。

第十条 会員は機関誌「三田学会雑誌」及び其の他本会刊行物の配布を受けることができる。

第十一条 本会の経費は賛助金、補助金及び其の他の収入を以て之に充てる。

第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十三条 本会々則の変更は総会の決議による。

第十四条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

- 経済学会委員 (昭和三十二・四改選)
- | | | |
|-------|--------|-------|
| 高村 象平 | 氣賀 健三 | 遊部 久蔵 |
| 鈴木 諒一 | 福岡 正夫 | 宇尾野 久 |
| 富田 重夫 | 矢内原 勝 | 小尾恵一郎 |
| 野口 祐 | 速水 融 | 平野 絢子 |
| 大島 通義 | 井村 喜代子 | 小島 三郎 |
| | | 以上 |